

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和2年11月30日

長与町長 吉田 慎一

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 和解及び損害賠償の相手方

住所：

氏名：

2 事故の概要

(1) 事故の発生日時

令和2年9月7日 午前

(2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町岡郷1474番地29（岡岬町営住宅駐車場）

(3) 事故の状況

台風10号の強風によって、岡岬町営住宅A棟の屋根瓦と木材が飛散したため、乗用車を損壊（ルーフ）させた。また、飛散した木材を確認すると腐食が見られた。木材が腐食していたことが原因で、屋根瓦を留めていた金具が外れ、屋根瓦と木材が飛散したものと考えられる。

3 和解の内容

事故の相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、長与町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 損害賠償の額

80,916円

令和2年11月19日

長与町長 吉田 慎

